

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	特定公的給付支給等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都留市は、特定公的給付支給等に関する事務において使用する特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利及び利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他のリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利及び利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県都留市長

公表日

令和8年1月16日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付支給等に関する事務
②事務の概要	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定公的給付を実施する。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務</p> <ul style="list-style-type: none">・都留市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年度 事業終了)・都留市物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度 事業終了)・令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金(令和6年度 事業終了)・都留市みんなで頑張ろう！地域の元気応援給付金(令和7年度)
③システムの名称	<p>1.住民基本台帳システム 2.住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3.団体内統合宛名システム</p> <p>※後述の「2.特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
特定公的給付支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項(利用の範囲)及び別表第一の第135の項 並びに 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年 法律第38号) 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 企画課
②所属長の役職名	企画課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号 都留市 総務部 総務課 行政防災室 法制広報担当 TEL:0554-43-1111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	【都留市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年度 事業終了)】 【都留市物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度 事業終了)】 【令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金(令和6年度 事業終了)】 〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 福祉課 地域福祉担当 TEL:0554-46-5112(代表)
	【都留市みんなで頑張ろう！地域の元気応援給付金(令和7年度)】 〒402-8501 山梨県都留市上谷1-1-1 都留市 総務部 企画課 政策推進担当 TEL:0554-43-1111(代表)

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

<選択肢>

[十分に行っている]

1) 特に力を入れて行っている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、
アクセス可能な職員簿を年度ごとに更新しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。
また、アクセスログを取得し、不正なアクセス時にログを分析可能な体制を整えており、ログの分析も必
要に応じて実施している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のな
い職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月6日	I 1.②事業の概要	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定公的給付を実施する。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定公的給付を実施する。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年度 事業終了) ・令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金 	事後	
令和7年1月6日	II 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和5年6月1日 時点	いつ時点の計数か 令和6年12月13日 時点	事後	
令和7年1月6日	II 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和5年6月1日 時点	いつ時点の計数か 令和6年12月13日 時点	事後	
令和7年12月5日	I 1.②事業の概要	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定公的給付を実施する。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年度 事業終了) ・令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金 	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定公的給付を実施する。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都留市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年度 事業終了) ・令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金(令和6年度 事業終了) 	事後	
令和7年12月5日	IV 8.人手を介在させる作業	—	[○]人手を介在させる作業はない	事後	追加項目
令和7年12月5日	IV 11.最も優先度が高いと考えられる対策	—	<p>基幹系システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員簿を年度ごとに更新しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。</p> <p>また、アクセスログを取得し、不正なアクセス時にログを分析可能な体制を整えており、ログの分析も必要に応じて実施している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	追加項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月16日	I 1.②事業の概要	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定公的給付を実施する。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務 ・都留市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年度 事業終了) ・都留市物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度 事業終了) ・令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金(令和6年度 事業終了)</p>	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定公的給付を実施する。</p> <p>特定個人情報を取り扱う事務 ・都留市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年度 事業終了) ・都留市物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度 事業終了) ・令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金(令和6年度 事業終了) ・都留市みんなで頑張ろう！地域の元気応援給付金(令和7年度)</p>	事前	
令和8年1月16日	I 3.個人番号の利用	<p>1.番号法 第9条第1項(利用の範囲)及び別表第一の第101の項 2.番号表別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第74条 3.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年 法律第38号) ・第10条</p>	<p>番号法 第9条第1項(利用の範囲)及び別表第一の第135の項 並びに 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年 法律第38号) 第10条</p>	事前	
令和8年1月16日	I 4.②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 (別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160の項	事前	
令和8年1月16日	I 5.①②評価実施機関における担当部署	保健福祉部 福祉課 福祉課長	総務部 企画課 企画課長	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月16日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 福祉課 地域福祉担当 TEL:0554-46-5112(代表)	【都留市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(令和5年度 事業終了)】 【都留市物価高騰対応重点支援給付金(令和6年度 事業終了)】 【令和6年度都留市住民税非課税世帯支援給付金(令和6年度 事業終了)】 〒402-8501 山梨県都留市下谷2516-1 都留市 福祉保健部 福祉課 地域福祉担当 TEL:0554-46-5112(代表) 【都留市みんなで頑張ろう！地域の元気応援給付金(令和7年度)】 〒402-8501 山梨県都留市上谷1-1-1 都留市 総務部 企画課 政策推進担当 TEL:0554-43-1111(代表)	事前	
令和8年1月16日	II 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和6年12月13日 時点	いつ時点の計数か 令和8年1月1日 時点	事前	
令和8年1月16日	II 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和6年12月13日 時点	いつ時点の計数か 令和8年1月1日 時点	事前	